(ハ) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（ＰＰＡ：Plume Protection Planning Area）の検討

ＵＰＺ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、ＵＰＺの目安である三十キロメートルの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。ＰＰＡの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会では、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

(ii) 実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の場合

実用発電用原子炉に係原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域は、次のとおりとする。ただし、当該区域は、前記(i)で述べた実用発電用原子炉に係る見直し内容も踏まえた見直しを行うべく、今後、原子力規制委員会において検討し、本指針に反映する。

（表）

施設の種類		重点区域の目安（半径）
原子力発電所（実用発電用原子炉に係る原子炉施設を除く。）、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設		約８～10km（※１参照）
再処理施設		約５km
試験研究の用に供する原子炉施設（50MW以下）	熱出力≦１kW	約50m
	１kW＜〃≦100kW	約100m
	100kW＜〃≦10MW	約500m
	10MW＜〃≦50MW	約1500m
特殊な施設条件等を有する施設		※２参照
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を臨界量（※３参照）以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状（溶液状、粉末状、気体状）、不定性状（物理的・化学的工程）で取り扱う施設 ・濃縮度５％以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設	約500m
	それ以外の施設	約50m
廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設		約50m
使用済燃料中間貯蔵施設（※４参照）		約50m（※５参照）

※１　独立行政法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」、「ふげん」の重点区域については、前記(i)の実用発電用原子炉に係る原子炉施設と同様とする。

※２　特殊な施設条件等を有する施設及び重点区域の目安

・独立行政法人日本原子力研究開発機構ＪＲＲ－４　約千メートル

・独立行政法人日本原子力研究開発機構ＨＴＴＲ　約二百メートル

・独立行政法人日本原子力研究開発機構ＦＣＡ　約百五十メートル

・株式会社東芝ＮＣＡ　約百メートル

※３　重点区域の目安についての技術的補足事項

臨界量は、水反射体付き均一UO_2F_2又は$Pu(NO_3)_4$水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。

・ウラン（濃縮度５％以上）　７００ｇ－２３５Ｕ

・ウラン（濃縮度５％未満）　１２００ｇ－２３５Ｕ

・プルトニウム　４５０ｇ－２３９Ｐｕ

※４　事業所外運搬用の輸送容器である金属製乾式キャスクを貯蔵容器として用いた施設に限る。

※５　重点区域の目安の距離を約五十メートルとする場合の施設からの距離の考え方については、金属キャスクを貯蔵する区域からの距離とする。

③　原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画を策定する際には、前記②(i)、(ii)で述べた考え方を踏まえつつ、区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、前記のＰＡＺ及びＵＰＺの数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

ＵＰＺに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

(4)

原子力事業者が講ずべき原子力災害事前対策

原子力事業者は、原子力施設に対して、炉規法、原災法等に基づき、平時より原子力災害予防対策を講じているが、それにもかかわらず、当該施設周辺において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害の発生及びその拡大を防止する必要がある。原子力事業者は、防災業務計画を策定するとともに、従業員に対する教育及び訓練を実施して、緊急時に適切な対処ができるよう準備しておく必要がある。また、原子力施設内外における協力関係も構築しておく必要がある。

原子力施設の異常事態に関する情報を、国・地方公共団体に迅速かつ正確に通報することは、原子力事業者の極めて重大な責務である。したがって、原子力事業者は、原子力施設の特性を踏まえて、施設内の異常事態や施設外の放射線量を適切に把握するための測定器等を配置し、監視体制を整備しておく必要がある。さらに、あらかじめ、通報責任者、通報連絡様式及び手段を定める等、必要な情報を迅速かつ頻繁に伝えることができるような措置を講じておく必要がある。

(5)

緊急時における住民等への情報提供の体制整備

緊急時において、住民等の行動に関する指示が迅速かつ正確に伝達されるような体制を平時から構築しておく必要がある。また、これらの情報提供に関しては、災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時に援護を必要とする者をいう。以下同じ。）及び一時滞在者等に対する十分な配慮を行うことが必要である。

具体的には、地域防災計画等において、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定め、同様にして定めた一定の区域又は集落の責任者や住民等に迅速かつ正確な情報が伝達されるような仕組みを構築することが必要である。このため、緊急時の通報連絡体制、住民等の避難経路・場所、医療機関の場所、防災活動の手順等について、平時から情報提供しておく必要がある。また、情報の伝達に必要な設備を整備しなければならない。

さらに、報道機関等を通じた情報提供も効果的であるため、関係者間の連携・協力体制を日頃から構築する必要がある。